

学業評価の基準

学校法人阿弥陀寺教育学園

国際医療福祉専門学校一関校

I. 成績評価の基準

(関係条文の抜粋)

1. 学則 (本則)

(教育課程・単位・授業時間数及び出席日数)

第 8 条 本校の教育課程及び授業時間数は、別表のとおりとする。

- 2 本校における卒業に必要な単位数は、救急救命学科 7 3 単位以上及び理学療法学科は 1 0 2 単位以上とする。
- 3 単位の計算方法については、1 単位の授業時間数を 4 5 時間の修学を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1 単位の授業時間数は、講義及び演習については 1 5 時間から 3 0 時間、実験、実習及び実技については 3 0 時間から 4 5 時間の範囲で定める。
- 4 臨地実習については 1 単位 4 5 時間の実習をもって計算する。

(成績評価)

第 9 条 授業科目の成績評価は、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案し、単位認定会議を経て学校長が評価、認定する。但し、出席時間数が各科目の授業時間数の 3 分の 2 (実習においては 5 分の 4) に達しない者は、その科目については評価を受けることができない。

(既習単位の認定)

第 1 0 条 理学療法学科については、大学、短期大学、高等専門学校、専門士を取得できる専修学校を卒業または退学し、新たに本校に入学した者の既修得単位については、単位認定会議の議を経て、本校において習得したものとみなし単位を認定することができる。

- 2 前項に規定する既修得単位については、編入学の場合を除き、別表の科目について 1 5 単位を超えない範囲で認めることができる。

(課程修了の認定)

第 2 1 条 第 9 条に定める授業科目の成績評価に基づいて、学校長は課程修了の認定を行う。

- 2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認められる者には卒業証書を授与する。
- 3 前 2 項の規定により、医療専門課程・救急救命学科並びに医療専門課程・理学療法学科を修了した者には専門士 (医療専門課程) の称号を付与する。

2. 学則（細則）

4 評価方法

(1) 成績の評価

各科目の成績評価は、各科目毎の修了試験結果、効果測定、当該科目の出席状況、提出物の評価、学習態度等に基づき、科目担当教員の責任下のもと、総合的に勘案して行う。ただし、修了試験結果が60点未満及び出席時間数が各科目の授業時間数の3分の2（実習においては5分の4）に達しない者についての成績評価はDとする。成績評価は「A」、「B」、「C」、「D」で表し、「D」は科目認定不可とする。

(2) 修了試験

- ① 試験日程は試験の10日前までに発表される。
- ② 席順は学籍番号順とする。ただし、学科長が認めた場合は、この限りでない。
- ③ 試験開始後15分以上経過した場合は試験場に入場できない。
- ④ 途中退室は、試験によりそのつど定める。この際答案用紙は裏返して、自分の荷物を持って退室すること。また、退室後に再入室することは原則として認めない。やむを得ない事情があるときは担当教員に申し出ること。
- ⑤ 試験中、不正行為を行った者は発見次第退室を命じ、当該科目の試験は0点とする。
- ⑥ 試験中は学生証を机の上に置くこと。
- ⑦ 試験会場に入室する際には携帯電話等の電源は切り、カバン等に入れること。試験の最中に携帯電話の鳴動等を確認した時点で一時中断し、所有者の退室を命じ、不正行為同様の処分とする。

(3) 追試験

特定の病気、忌引、交通機関の遅延などやむを得ない理由（公欠）により試験を受けられなかった場合、その理由が正当であると校長が認めた者は、追試験を受けることができる。この場合、試験終了後7日以内に、「追試験願」を職員室教務担当に提出しなければならない。公欠手続きがない場合は、再試験と同じ扱いとする。

(4) 再試験

修了試験の結果が「D」の者、および追試験の結果が「D」の者は再試験を願い出ることができる。この場合、再試験前日までに再試験料（3,000円）とともに「再試験願」を事務室へ提出しなければならない。ただし再試験の合格基準は60%以上とし、評価は「C」若しくは「D」とする。

(5) 最終試験

再試験の結果が「D」の者は最終試験を願い出ることができる。この場合、再試験前日までに最終試験料（3,000円）とともに「最終試験願」を事務室へ提出しなければならない。ただし最終試験の合格基準は60%以上とし、評価は「C」若しくは「D」とする。

(6) 学外実習前判定

学外実習（救急車同乗実習・病院実習等）は、臨床現場に立ち会うことが考えられるので、当該実習前に学生の出席、成績、服装、容姿、授業態度を考察して学外実習の可否を判定する。学外実習として派遣するにふさわしくない場合は改善勧告をし、その後の改善が見られない場合、実習への参加を認めないものとし、当該科目の単位認定を認めない。

(7) 進級条件

当該学年において、履修すべき科目修了認定を受けている者。

(8) 卒業条件

卒業判定は、当該学科の全科目修了認定を受け、かつ当校が卒業を認めた者。

※本校の秩序を乱し、その他学生として本分に欠けた者については、卒業を認定しない場合がある。

II. 成績評価の仕組み

